

第二次長野市文化芸術 振興計画

平成29年4月
長　野　市

一 目 次

第二次長野市文化芸術振興計画の概要	1
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の意義	3
2 国における文化政策の動向	3
3 長野市の課題	3
4 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化	4
5 条例の制定	4
6 計画の位置付け	4
7 計画の期間	4
8 計画の推進と評価	4
9 本計画が対象とする文化芸術の範囲	5
10 計画の推進と役割分担	5
第2章 長野市の文化芸術振興の現状と課題	
1 長野市文化芸術に関する市民アンケート（平成27年10月）実施概要	7
2 アンケートから見た課題（まとめ）	8
第3章 計画の推進	
1 計画の基本理念	11
2 方策と取り組みの展開	12
3 方策の展開と具体的な取り組み	
施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援	
方策1 長野芸術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供	15
方策2 市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちのにぎわいにつながる発表機会の充実	16
方策3 子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援	18
方策4 交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造	19
施策2 文化的継承による魅力ある地域づくり	
方策5 指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進	21
方策6 伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援	23
方策7 歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用	24
方策8 歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進	25
方策9 歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援	27
施策3 コンベンションの誘致推進	
方策10 文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援	28

第二次長野市文化芸術振興計画の概要

計画策定の趣旨

基本理念

1 計画の意義

文化芸術は、すべての市民が心のゆとりと潤いを実感し、活力ある社会を実現していく上で非常に大切なものです。特に次代を担う子どもの思いやりやいつくしみの心を育むとともに、豊かな感性や人間が持っている本来の優しさと温もりを育みます。市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として、第二次長野市文化芸術振興計画を策定するものです。

2 国における文化政策の動向

文化芸術振興基本法の施行や劇場法の制定、さらに2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据え「文化芸術立国中期プラン」がまとめられるなど、文化芸術の振興を重要な政策として位置づけ、文化政策を積極的に推進しています。

3 長野市の課題

都市部と中山間地域のそれぞれの地域には、多様な伝統文化が息づいており、それらを地域固有の財産として継承し、発展させると共に、一体となって新しい文化を創造していくことが求められています。

4 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化

インターネットなどの高度情報化、また、少子・高齢化社会の進展など、ライフスタイルの多様化や伝統芸能の担い手不足が生じています。

5 条例の制定

「文化力」を活用し、市及び市民等が協働・連携して文化振興を力強く取り組むことで、活力あるまちづくりを実現するため制定しました。

6 計画の位置付け

文化芸術振興基本法に基づき策定するもので、第五次長野市総合計画の個別計画に位置付けると共に、長野市生涯学習推進計画との整合性を図るものです。なお、長野県文化芸術振興指針を参考にしています。

7 計画の期間

平成29～令和8年度

8 計画の推進と評価

計画的に施策を推進すると共に、長野市文化芸術振興審議会において、隨時、協議を行い、必要に応じ事業等の見直しを行います。

優しさと温もりがあふれるまち
文化芸術に親しみ、創造し継承され、

「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」

基本理念

- 1 誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現
- 2 自主性及び主体性の十分な尊重
- 3 文化芸術に対する意識の高揚
- 4 市及び市民等の役割と相互の連携及び協働
- 5 文化芸術に親しみ、参加し、活動を活発に行うことができる環境の整備



1 計画策定の意義

文化芸術は、すべての市民が心のゆとりと潤いを実感し、活力ある社会を実現していく上で非常に大切なものです。また、多くの市民が創作、発表、鑑賞、支援等の様々な形で文化芸術活動に携わることにより、多様な価値観を認め合い、誇りが持てる地域社会の形成を目指すことが重要です。

また、文化芸術は、郷土への愛着を醸成し、特に次代を担う子どもの思いやりやいつくしみの心を育むとともに、豊かな感性や人間が持っている本来の優しさと温もりを育みます。

さらに、優れた文化芸術は、魅力ある都市づくりの重要な要素をなすものです。

第五次長野市総合計画に掲げる「計画推進重点テーマ」の実現に向けて、市民と行政の協働により、文化芸術及び地域固有の伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として、第二次長野市文化芸術振興計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 国における文化政策の動向

我が国においては、平成13年12月、文化芸術の振興についての基本理念を示す文化芸術振興基本法が施行され、文化芸術により国づくりを進める「文化芸術立国」を目指した様々な振興策が総合的に推進されています。その中で、地方公共団体に対しても、国との連携を図りつつ地域の特性に応じた施策を主体的に実施することが求められています。

また、平成24年6月には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が制定され、劇場、音楽堂等の位置づけや役割などが明確化されました。そして、平成25年3月には、「劇場、音楽堂等の活性化のための取り組みに関する指針」が策定され、取り組むべき具体的な事項等が示されました。

さらに、平成26年3月には、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、そこに至るまでの文化政策を記した「文化芸術立国中期プラン」がまとめられました。

このように、国においては、基本法の施行以降、文化芸術の振興を重要な政策として位置づけ、文化政策を積極的に推進しています。

3 長野市の課題

本市は、明治30年の市制施行以来、幾度の近隣地域との合併により、都市部と中山間地域が共存する面積834平方キロメートルの広大な市域を有することとなりました。

合併したそれぞれの地域には、独自の歴史と多様な伝統文化が息づいています。今後は、それらを地域固有の財産として継承し、発展させるとともに、一体となって新しい長野市の文化を創造していくことが求められています。

また、人口30万人を超える県北部の中核市として、近隣市町村と連携をしながら、今後更に進行が見込まれる人口減少、少子・高齢化を克服し、魅力ある都市として継続的な発展を目指していくことが重要な課題となっています。

4 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化

科学技術の発達に伴うインターネットやスマートフォンなどの高度情報化の進展をはじめとする急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。

価値観の多様化が進む中、自己実現を図るというライフスタイルなど、「物質的な豊かさ」より精神的な安らぎや潤いのある生活といった「心の豊かさ」が重視される傾向が強くなってきています。

また、少子・高齢化社会の進行により、地域での様々な文化芸術活動の運営や実践を担う青年や成人が減少するとともに、それを受け継ぐ子どもも減少するなど、地域独自の伝統文化の継承・発展に支障が生じることが危惧されています。

インターネットの普及など情報通信技術の発達は、地方においても多様な情報の受発信が可能となる一方で、人間関係の希薄化を生み出し、現実社会への適応能力の低下をもたらす一因となるなど、負の側面も指摘されています。

5 条例の制定について

文化芸術には、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、時代を超えた喜びや感動をもたらし、人々の心のつながりや相互に理解し合う土壤を提供するなど、様々な力、いわゆる「文化力」があります。

これらの「文化力」を活用し、市及び市民等が協働・連携して文化振興に力強く取り組むことで、活力あるまちづくりを実現するために、平成21年9月「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」を制定し、長野市における文化芸術の振興に取り組む姿勢を明確にしました。

6 計画の位置付け

本計画は、文化芸術振興基本法に基づき、平成21年3月公表の長野県文化芸術振興指針を参考に、長野市独自の計画として策定するものです。また、平成29年4月策定の第五次長野市総合計画の個別計画（総合計画に示した施策を具体的に実施又は着手する行動計画）に位置付けます。

7 計画の期間

本計画は、第五次長野市総合計画に準じ、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画です。なお、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要により計画の見直しを検討します。

8 計画の推進と評価

本計画に基づき、市は、計画的に施策を推進します。また、長野市文化芸術振興審議会において、隨時、計画に対する協議を行い、必要に応じ事業等の見直しを行うとともに、総合計画の実施計画に反映していきます。

9 本計画が対象とする文化芸術の範囲

「文化」は、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲に及ぶことから、本計画を策定する際は、ある程度「文化」の範囲を想定する必要があります。

そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術振興基本法（平成29年6月、「文化芸術基本法」に改正）との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。

ただし、例示されていないものについても配慮してまいります。

文化芸術基本法が対象とする範囲

- ① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等）
- ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション 等）
- ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 等）
- ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等）
- ⑤ 生活文化等（茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物 等）
- ⑥ 文化財等（有形及び無形の文化財 等）
- ⑦ 地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能 等）等

10 計画の推進と役割分担

(1) 文化芸術振興に期待される役割

① 市 民

文化芸術活動の主役は市民です。市民一人ひとりがお互いの価値観を認め、尊重し、文化芸術を楽しみ、主体的に活動することが大切で、一人ひとりが文化の担い手であるとの自覚を持ち、文化芸術に積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれが持っている経験や知識などの能力を発揮することが求められています。

また、文化芸術イベントの運営に文化ボランティアなどとして積極的に参画することで、参加者の立場に立った運営が行われ、文化そのものが活性化していくことが期待されます。

② 文化芸術団体

同様の文化芸術活動を行う人々が集まり相互に協力し刺激し合うことで、自らの活動の幅が広がり質が高まることが期待されるように、文化芸術団体は個人の活動を支える役割を担っています。

また、複数の団体が情報を共有し連携した活動を展開することで、各団体の活動の質が向上するとともに、大規模なイベントの実施が可能となることなどにより、市民参加が促進され、市民全体の文化意識が高まることが期待されます。

③ 企 業

企業は、地域社会の一員であるとの自覚のもと、地域の文化芸術活動を積極的に支援するとともに、企業の持つ事業のノウハウや人材などの資源をいかして、地域の文化芸術振興の重要な担い手として地域に活力を与え、地域経済の活性化につながることが期待されています。

④ 文化施設等

文化施設は、誰もが気軽に文化芸術に接することができる文化芸術活動の拠点であり、文化芸術に関する知識や情報を活用し、利用者の立場に立った施設運営とともに、優れた文化芸術事業の企画・実施、情報提供などの役割を果たすことが期待されています。

平成28年5月には、長野市の文化芸術の拠点となる「長野市芸術館」が開館し、長野市文化芸術振興財団の運営のもと、今後、更なる文化芸術事業の進展が期待されています。

また、市民の学習拠点である公民館や生涯学習センター等の社会教育施設は、地域における身近な文化芸術活動の拠点でもあり、市民の文化芸術活動推進の役割が期待されています。

⑤ 教育機関

小中学校においては、多様な文化芸術活動に参加・体験できる機会を充実するとともに、文化財などを活用し、地域の優れた文化に触れ親しむことができるようになります必要があります。

大学等の高等教育機関においては、行政や文化芸術団体等と連携・協働し、講座やセミナーを開催し、高等教育機関が有している専門知識や人材を活用し、人材の育成や市民への啓発を行うことが期待されています。

(2) 計画の実現に向けた行政の役割

市は、文化芸術振興にかかる総合的な企画・調整を行い、地域の特性に応じた施策を策定し計画的に推進します。

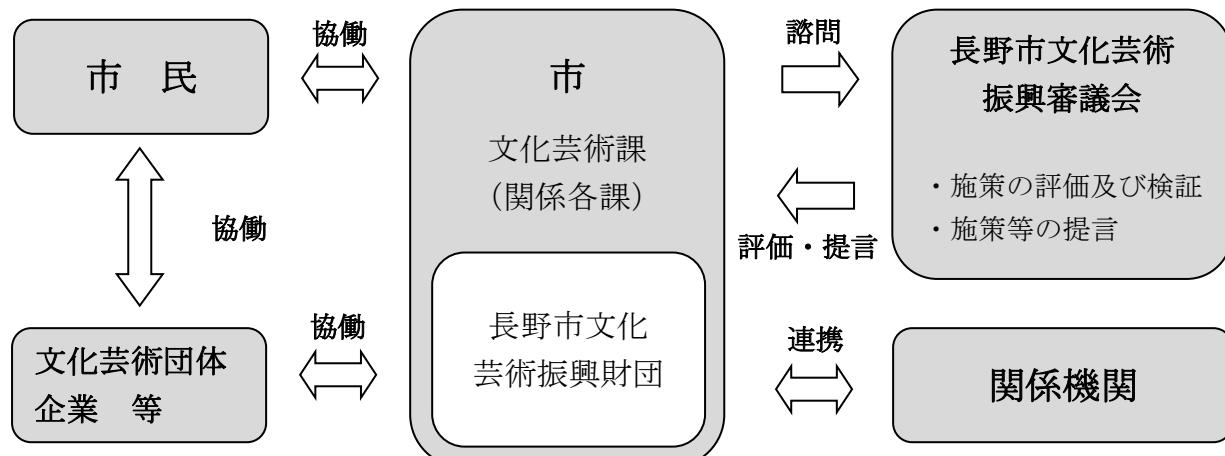
本計画の推進に当たっては、行政のみならず、市民、文化芸術団体、芸術家、ボランティア、教育機関など様々な活動主体が、それぞれの立場で積極的に取り組む必要があります。

市は、それらの多様な主体と連携し、計画的かつ効果的に施策の推進を図るための組織を整備します。

外部委員による組織としては、学識経験者や各種団体代表、市民委員等で構成する長野市文化芸術振興審議会において、施策の評価及び検証を行うとともに、施策の進め方や事業の見直し等について提言をいただきます。

行政内部については、関係各課の連絡を密にし、事業の進捗状況の報告、施策の推進にかかる部署間の連携及び調整を行うなど、計画的な推進に取り組みます。

また、施策の評価結果などは、市の広報やホームページ等により、市民に分かりやすい方法で公表します。



第2章 長野市の文化芸術振興の現状と課題

1 長野市文化芸術に関する市民アンケート（平成27年10月）実施概要

平成27年度 まちづくりアンケートのテーマ3 「文化芸術について」

目的 「文化芸術振興基本法」が施行され、長野市の文化芸術の振興に関する方針を策定するに当たり、市民の文化芸術に対する意識を調査するもの。

調査対象 市内在住の20歳以上の男女

有効標本数 5,000通

回収標本数 3,169通

回収率 63.4%

調査内容

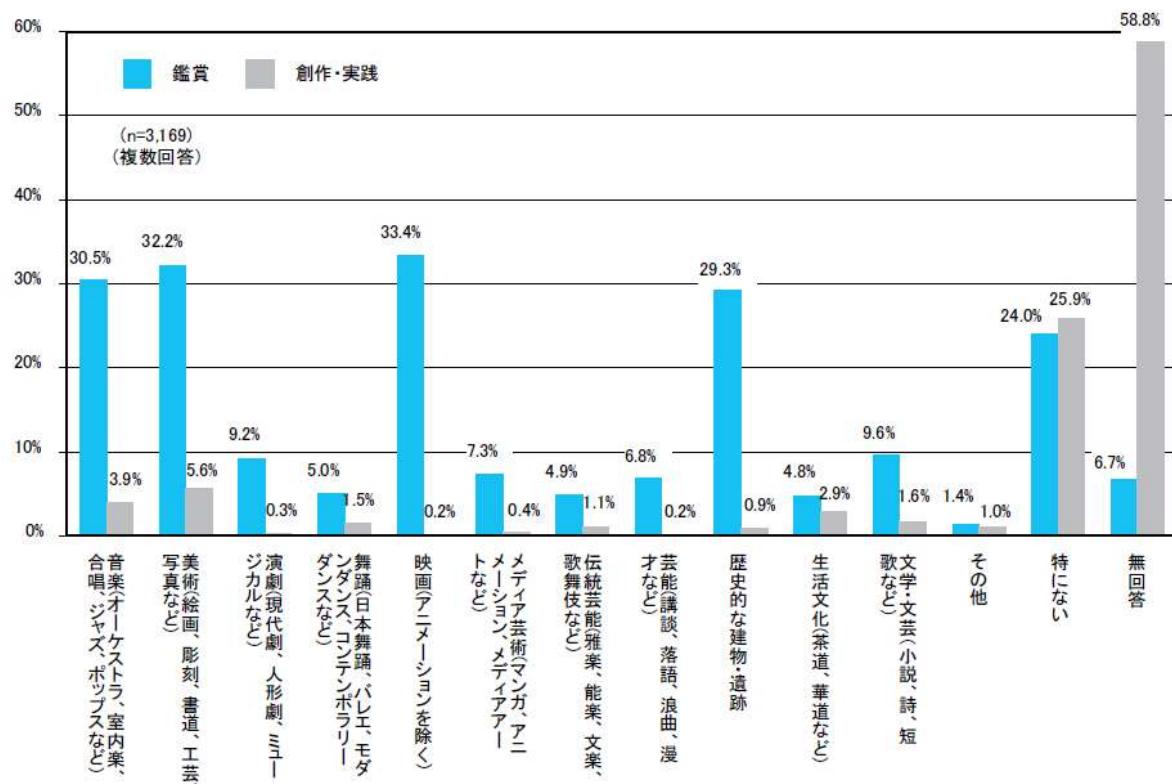
問1 この1年間の文化芸術の鑑賞、創作・実践について

◎文化芸術の鑑賞

「映画」(33.4%)、「美術」(32.2%)、「音楽」(30.5%)、「歴史的な建物・遺跡」(29.3%)の順で多い。一方、「特にない」(24.0%)がこれに続き、それ以外は1割未満となっています。

◎創作・実践

「美術」(5.6%)が約6%と最も多く、次に「音楽」(3.9%)、「生活文化」(2.9%)と続き、全て1割未満であった。一方、「特にない」(25.9%)、「無回答」(58.8%)の合計が8割を超えています。



◎性別・年代

男性では、鑑賞について、20歳代及び50歳代以上で何らかのことを行っている一方、30・40歳代では、「特にない」が3割を超えています。創作・実践については、全ての項目で1割未満となりました。30・40歳代では、「特にない」が4割となり、鑑賞、創作・実践共に30・40歳代の関わりが低い結果となりました。

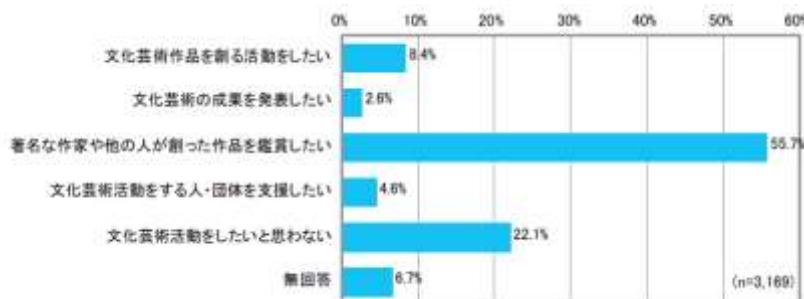
女性では、鑑賞について、20歳代で「映画」が約6割、40歳代は「音楽」と「映画」が、50歳代では「美術」と「映画」が約4割でした。創作・実践については、60歳代以上が「美術」で約1割となりました。一方、30歳代では「特にない」が約4割となり、鑑賞、創作・実践共に、30歳代の関わりが低い結果となりました。

◎前回調査との比較

項目	鑑賞		創作・実践	
	H27	H18	H27	H18
音楽	30.5%	29.9%	3.9%	6.2%
美術	32.2%	30.5%	5.6%	6.7%
演劇	9.2%	12.4%	0.3%	1.8%
舞踊	5.0%		1.5%	
映画	33.4%	32.5%	0.2%	0.5%
メディア芸術	7.3%		0.4%	
伝統芸能	4.9%	5.9%	1.1%	1.5%
芸能	6.8%	19.2%	0.2%	2.5%
歴史的な建物・遺跡	29.3%	29.6%	0.9%	1.1%
生活文化	4.8%	7.3%	2.9%	5.1%
文学・文芸	9.6%	17.1%	1.6%	3.0%
その他	1.4%	1.2%	1.0%	2.5%
特にない	24.0%	21.4%	25.9%	22.2%
無回答	6.7%	10.6%	58.8%	56.0%

問2 今後の文化芸術への関わり方について

「著名な作家や他の人が創った作品を鑑賞したい」(55.7%)という回答が約6割と最も多く、次に「文化芸術活動をしたいと思わない」(22.1%)、「文化芸術作品を創る活動をしたい」(8.4%)と続いています。

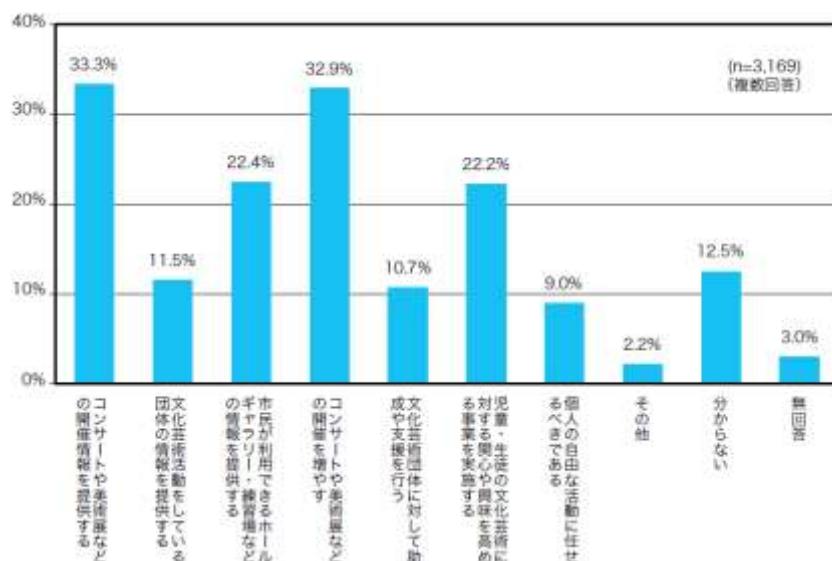


◎前回調査との比較

項目	H27	H18
文化芸術作品を創る活動をしたい	8.4%	8.3%
文化芸術の成果を発表したい	2.6%	6.2%
著名な作家や他の人が創った作品を鑑賞したい	55.7%	31.8%
文化芸術活動をする人・団体を支援したい	4.6%	7.1%
文化芸術活動をしたいと思わない	22.1%	37.4%
無回答	6.7%	9.2%

問3 文化芸術活動振興のために長野市がすべきこと

「コンサートや美術展などの開催情報を提供する」（33.3%）、「コンサートや美術展などの開催を増やす」（32.9%）が約3割と多く、次に「市民が利用できるホール・ギャラリー・練習場などの情報を提供する」（22.4%）、「児童・生徒の文化芸術に対する関心や興味を高める事業を実施する」（22.2%）の順となりました。

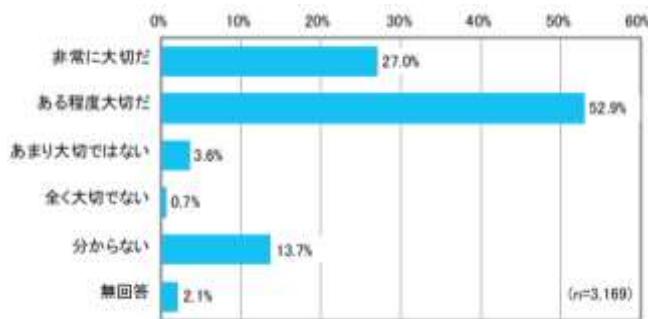


◎前回調査との比較

項目	H27	H18
コンサートや美術展などの開催情報を提供する	33.3%	36.4%
文化芸術活動をしている団体の情報を提供する	11.5%	15.7%
市民が利用できるホール・ギャラリー・練習場などの情報を提供する	22.4%	23.1%
コンサートや美術展などの開催を増やす	32.9%	26.9%
文化芸術団体に対して助成や支援を行う	10.7%	9.7%
児童・生徒の文化芸術に対する関心や興味を高める事業を実施する	22.2%	28.6%
個人の自由な活動に任せること	9.0%	9.9%
その他	2.2%	2.3%
分からぬ	12.5%	9.7%
地域文化に貢献した方を広く紹介したり表彰を行うことを充実させる	-	5.3%
音楽や演劇などの練習場を増やす	-	10.0%
無回答	3.0%	4.5%

問4 日常生活における文化芸術の体験・実践

「ある程度大切だ」(52.9%)という回答が最も多く、次に「非常に大切だ」(27.0%)、「分からない」(13.7%)と続いています。「非常に大切だ」「ある程度大切だ」を合わせた大切なと思う割合は約8割となりました。



問5 行政施策の満足度：「そう思う」「ややそう思う」の合計順位、割合%

項目	H27 (全44項目)	H19 (全43項目)
文化・教育・趣味など学びたいことを学ぶことができる環境が整っている	21位、34.5%	9位、42.8%
歴史・文化の保存や継承が適切に行われている	17位、39.3%	8位、44.2%
他の都市との間で観光や文化など、市域や県域を超えた交流や協力がある	30位、28.2%	38位、17.1%

問6 行政施策の優先度：市が特に力をいれるべき施策の順位、割合%

項目	H27 (全45項目)	H19 (全45項目)
文化芸術活動への支援、文化遺産の継承	30位、5.9%	37位、4.0%

2 アンケートから見た課題（まとめ）

- ◎多くの市民がメディア芸術（映画・アニメーションなど）、美術（日本画・洋画、彫刻、書、写真など）をはじめとする文化芸術を鑑賞し親しんでいる一方、創作活動を実践している市民の割合は低い。ただし、割合は低いものの、幅広い各分野での活動が見られます。
- ◎年代別では、男女とも30歳代、40歳代での文化芸術に対する関わりが低く、仕事や子育てに追われ、文化芸術に触れる機会が少ないことが推測されます。
- ◎7割以上の市民が、今後、何らかの形で文化芸術に関わりたいと回答しており、多くの市民が文化芸術に関心を持っています。
- ◎市が行うべき文化芸術振興施策としては、「コンサートや美術展などの開催情報を提供する」、「コンサートや美術展などの開催を増やす」がそれぞれ3割を超えると多く、市民が文化芸術に触れる機会を増やすことと、きめ細かい情報提供が求められています。
- ◎約8割の市民が、日常生活において、文化芸術の体験や実践が大切だと考えています。
- ◎多くの市民が文化芸術の必要性を感じている一方、なかなか触れる機会を持てない市民も多くいることから、気軽に触れられ、また身近に感じることのできる環境を提供していくことが求められています。
- ◎文化芸術活動を行う機会を自ら積極的につくりだしていくよう、市民自身が文化芸術に対する意識を改革していく必要があります。

1 計画の基本理念

文化芸術には、人生をより豊かにする力、世代を超えた喜びや感動をもたらす力、人々の心のつながりや連帯感を形成する力など、様々な力があります。これらの力を「文化力」とするなら、物の豊かさだけでなく心の豊かさが求められている今こそ、文化力に満ちた地域社会の形成が必要です。

また、この文化力に満ちた魅力的な地域社会を形成していくためには、個性が輝く人の存在や活動がつながり支える仕組みがあること、魅力ある文化都市としての基盤が存在することが重要です。

本計画では、上位計画である第五次長野市総合計画に掲げる「計画推進重点テーマ」の実現に向けて、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

文化芸術に親しみ、創造し継承され、 優しさと温もりがあふれるまち

◎ 「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」では、文化芸術の振興による文化力あふれるまちづくりは、次の5項目を基本理念として行われなければならないと定めています。

① 市民等が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること

有形、無形を問わず貴重な歴史文化資源や、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、将来に継承されるとともに、新たな地域の文化芸術が創造されることは、郷土を愛し、誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものです。

② 市民等の自主性及び主体性が十分に尊重されること

市民一人ひとりは、自由に文化と関わり、自由に表現できる権利を持っており、文化芸術は、その主体である人間の自由な発想による精神活動及びその表れであることから、文化芸術の振興に当たっては、一人ひとりの自主性及び主体性が十分尊重されなければなりません。

③ 市民等の文化芸術に対する意識の高揚を図ること

文化芸術を身近に感じ、親しむことができるためには、市民の関心と理解を高めることが肝要であり、市民の文化芸術に対する意識の高揚を図るために、日常生活において身近に文化芸術を感じることができ、市民の意見が文化芸術の施策に反映しやすい環境づくりを図る必要があります。

④ 市及び市民等がそれぞれの役割を担い、相互の連携及び協働により推進すること

文化芸術の振興は行政だけで推進できるものではありません。市及び市民、文化芸術団体、企業、大学その他の教育機関等がお互いの役割を認識し、情報を共有し、連携・協働すること

により推進していくことが大切です。

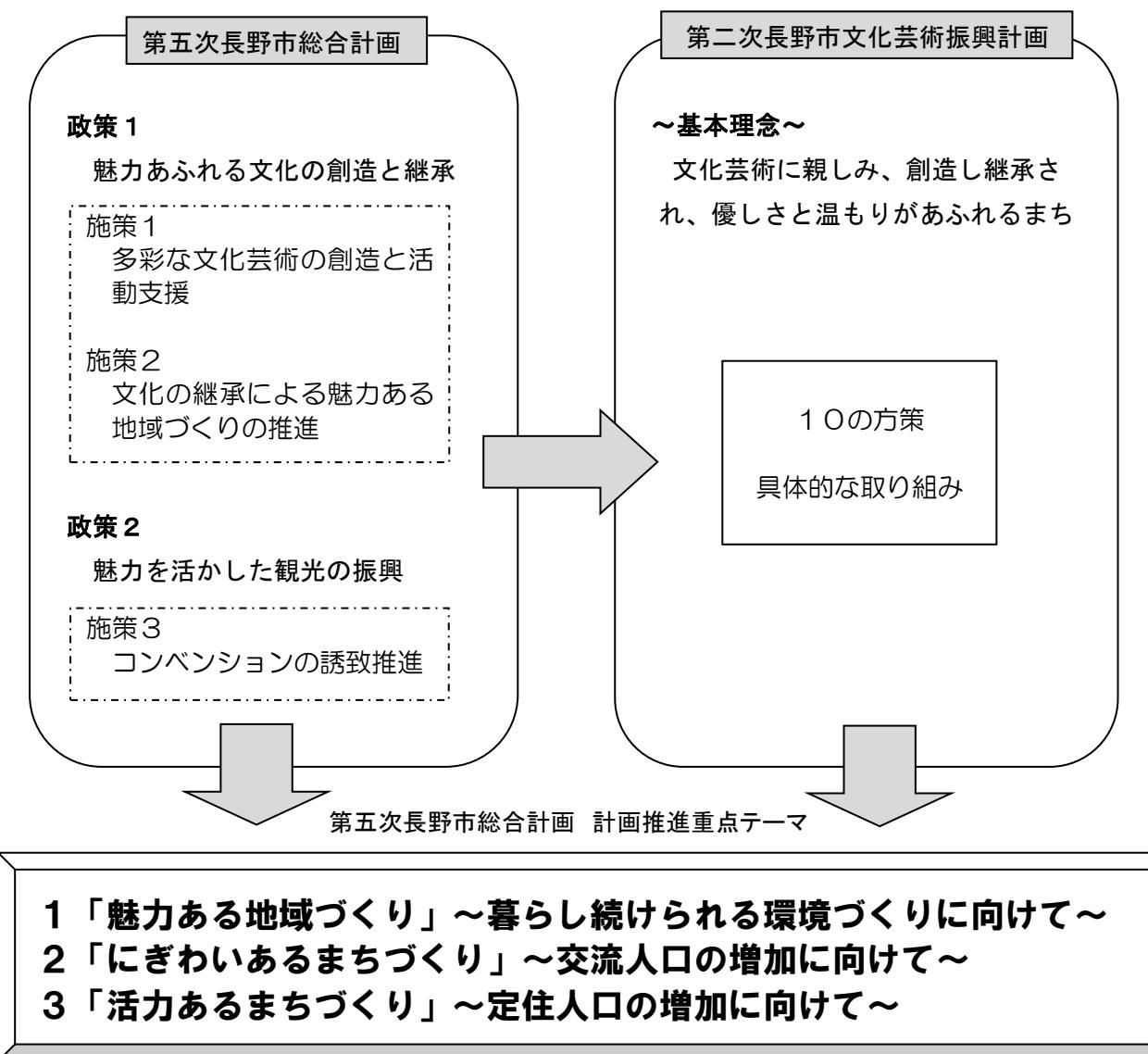
- ⑤ 市民等が等しく文化芸術に親しみ、参加し、又はこれらの活動を活発に行うことができる環境の整備を図ること

全ての市民は、文化的な環境に生きる権利を有し、自由に文化芸術を創造し、またこれを享受することは権利として最大限尊重されなければなりません。

子ども、高齢者、障害者などあらゆる人々が、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造活動などの機会を提供できるよう、環境の整備を図ることが重要です。

2 方策と取り組みの展開

第五次長野市総合計画では、“魅力あふれる文化の創造と継承”と“魅力を活かした観光の振興”を政策に、3つの施策を掲げています。個別計画となる長野市文化芸術振興計画においては、基本理念を基に長野市の文化芸術振興の指針を具体的な取り組み(事業)として10の方策に示し、事業を推進してまいります。



第3章 計画の推進

3 方策の展開と具体的な取り組み

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(R3)	目標(R8)
音楽、美術や演劇など文化芸術に気軽に親しめる環境が整っている	39.5%	
音楽、美術や演劇などを観たり、聴いたり、行ったりして楽しんでいる	45.6%	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(R2)	目標(R8)
市有ホール施設の利用者数	長野市芸術館、東部文化ホール、松代文化ホール、勤労者女性会館しなのき、若里市民文化ホールの利用者数	149,000人	458,000人

方策1 長野市芸術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供

方策2 市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちのにぎわいにつながる発表機会の充実

方策3 子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援

方策4 交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(R3)	目標(R8)
地域の文化財が適切に保存・継承・活用されている	52.2%	
地域の伝統的な行事に参加している	31.3%	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(R2)	目標(R8)
文化財保護活動参加者数	指定文化財の保護にあたっている市民団体の構成員で活動に参加した人数	5,255人	6,400人

方策5 指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進

方策6 伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援

方策7 歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用

方策8 歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進

方策9 歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援

施策3 コンベンションの誘致推進

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(R3)	目標(R8)
コンサートやスポーツなどのイベントの開催により、にぎわいが生まれている	34.4%	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(R2)	目標(R8)
誘致・支援するコンベンションの参加者数	なごの観光コンベンションビューローが誘致・支援した参加者数	10,220人	120,000人

方策10 文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援

※アンケート指標の目標は、5ポイント以上の上昇を目標とする場合  と記載しています。

※令和4年4月、各施策のアンケート指標及び統計指標を見直しています。

第3章 計画の推進

3 方策の展開と具体的な取り組み

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援

【方策1】長野市芸術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供

現状と課題

- 平成28年5月に長野市の文化芸術の拠点となる長野市芸術館が開館
- 久石譲芸術監督による「日常に芸術を」を目指した「アートメント」が始動
- より市民ニーズに対応した鑑賞機会の提供

目指す状態

- 市民が年間を通じて優れた文化芸術を鑑賞できる
- 日常から気軽に芸術にふれる機会がもてる
- 長野市芸術館で、常に市民の活発な文化芸術活動が行われている

具体的な取り組み（事業）

■事業1 国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や支援

市民が優れた舞台芸術や美術作品などの文化芸術に触れることができるように、次の各種事業を長野市文化振興財団や市民団体、各施設指定管理者と連携して提供・支援します。

主な担当課：文化芸術課、庶務課、博物館

- アートメントNAGANOの開催
- クラシック音楽を中心とした各種コンサートの開催
- 各種の伝統芸能の公演
- バレエ、演劇等の舞台芸術公演
- 絵画、書道、彫刻や伝統工芸などの展覧会
- 映画祭やメディア芸術祭

■事業2 文化芸術振興の拠点の整備と適切な運営管理の実施

文化芸術活動を通じて、新しい文化を創り出す文化芸術振興の拠点を計画的に整備するほか、文化芸術の振興を効率よく推進するための運営管理や市民ニーズに沿った適切な運営管理を行います。

主な担当課：文化芸術課、庶務課

- 長野市芸術館や東部文化ホール、松代文化ホールなどの適切な運営管理
- 市民等の気軽に集い、憩いと交流の場になるような環境整備
- 民間活力の導入など維持管理コストの削減
- 利用しやすい開館日、開館時間、利用時間区分及び利用料金の設定

第3章 計画の推進

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援

【方策2】市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちのにぎわいにつながる発表機会の充実

現状と課題

- 各施設において文化芸術の各種講座の開催や施設の貸し出しを実施
- 気軽に発表できる場の提供や自主的な事業に対する補助を実施
- 依然として文化芸術に関心の低い市民も多く存在

目指す状態

- 誰もが気軽に様々な文化芸術にふれることができる
- 市民の自主的な活動を推進する環境が整備されており、相談できる人材がいる
- 高齢者が、いきいきと文化芸術活動に参加し、健康寿命の延伸につながっている

具体的な取り組み（事業）

■事業3 文化芸術を楽しむ多様なスタイルの推進

文化芸術を通じ自己表現できるよう、入門講座や体験教室等を開催します。

主な担当課：文化芸術課、庶務課、人権・男女共同参画課
商工労働課、家庭・地域学びの課、博物館

- 長野市芸術館や市有施設での入門講座や体験教室等の開催
- 指定管理者と連携・協力し、市民が文化芸術に親しむきっかけとなる魅力ある教室を開催
- 各主催者において事業が重複しないことを原則とし、施設の特性や民間のノウハウを活用
- 出前教室・定期的な巡回教室・早朝教室・単発な体験教室の開催や参加しやすい申し込み方法、適当な参加料など、幅広い方が参加できるよう配慮

■事業4 文化芸術活動の成果を発表する機会の提供や支援

多くの市民が気軽に発表及び鑑賞できるよう、市内の各種文化芸術団体の舞台発表や作品発表の場及び日常的な活動の場を提供・支援します。

主な担当課：文化芸術課、庶務課、高齢者福祉課
市街地整備課、学校教育課、博物館

- 長野市風景画展、長野市文化芸術祭、長野市民演劇祭の開催
- 市有施設や市民ギャラリーなど発表会場の整備と提供
- 小中学生の発表の場の提供
- 長野市芸術館や公民館、もんぜんぶら座、博物館など市有施設の貸館

■事業5 街中に芸術と音楽があふれる街づくりの推進

日ごろから街角のあちこちに芸術と音楽があふれる街づくりを進めることで、街のにぎわいづくりと市民による文化芸術活動の更なる活性化及び交流人口の増加を推進する。

主な担当課：文化芸術課

- 表参道芸術音楽祭の開催
- 街角アート＆ミュージックの開催
- ながの獅子舞フェスティバルの開催
- 長野駅や善光寺など常に人の集まる場所での演奏会の開催や市民発表の支援
- 街なかにある音響設備などを活用した音楽の演奏

■事業6 助成金・補助金等の充実

市民団体の自主的・自発的な舞台発表・作品展などに対する事業費の助成金・補助金の充実に努めます。

主な担当課：文化芸術課、地域活動支援課

- 長野市芸術文化振興基金助成金
- 伝統芸能継承事業補助金
- 展示パネル等の物品の貸し出し
- 各種市民活動団体への補助

■事業7 文化芸術活動に係る人材の育成

市民団体等が気軽に相談できる人材や文化芸術活動に係るボランティアの育成と活用を図ります。

主な担当課：文化芸術課、家庭・地域学びの課

- 会場の確保や補助制度など市民が気軽に相談できる市民ディレクターの育成と活用制度について研究・検討
- 文化芸術活動を目的とした市民団体・NPO等の育成・支援と連携強化
- 企業による積極的なメセナ活動が、市民等の活動にスムーズに活かされるための施策を展開
- イベントの開催など、芸術家や学生等との連携を推進
- 文化芸術に係る技能等を有する生涯学習リーダーバンクの充実と積極的な活用
- 文化芸術ボランティア活動に参加意欲を持つ市民等への情報提供と各種文化芸術事業への活用

第3章 計画の推進

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援

【方策3】 子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援

現状と課題

- 芸術館や各施設等において、子ども向け文化芸術プログラムを実施
- 子どもの健全育成に果たす文化芸術の重要性の増加
- 文化芸術団体の後継者不足

目指す状態

- 個々の持っている能力を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がされている
- 様々な文化芸術活動に子どもや若者がいきいきと参加している

具体的な取り組み（事業）

■事業8 幼少期からの文化芸術体験の推進と活動の支援

子どもが様々な文化芸術を体験できるプログラムの提供と活動を支援し、親子で参加し、楽しめる音楽や演劇などの鑑賞の機会を提供します。

主な担当課：文化芸術課、保育・幼稚園課、学校教育課

家庭・地域学びの課、長野図書館、南部図書館、博物館

- リトミック講座、NCAC音楽大学、サマー・キッズ・デイズNAGANOの開催
- 小学校6年生対象鑑賞会「こころの劇場」の開催
- 親子で参加し、楽しめるクラシック音楽や演劇などの鑑賞会を開催
- 長野市芸術館や市立図書館、保育園、博物館等での各種子ども向け企画の開催
- 小中学生を対象とした音楽・演劇鑑賞会の開催
- 市が主催・共催する教室、大会、イベント等の事業において、子どもの参加を促す工夫や参加しやすい環境を整備
- 市有施設における子どもが利用しやすい制度の導入と環境整備
- 子ども文化芸術賞の授与
- 子どもの擬似鑑賞体験会の開催
- 童謡唱歌を題材にした子ども向けプログラムの開催
- 子ども文化芸術団体の育成と活動支援

第3章 計画の推進

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援

【方策4】 交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造

現状と課題

- 市や文化芸術財団において、様々な文化芸術公演・イベントを企画・実施
- 依然として文化芸術に関心の低い市民も多く存在

目指す状態

- 芸術館や市施設、街角など様々な場所で日常的に文化芸術活動が行われている
- 芸術館や文化ホールに出かけることができない人も気軽に文化芸術にふれている

具体的な取り組み（事業）

■事業9 多様な文化芸術事業の企画実施

多様な文化芸術に身近に接することができるよう、音楽、美術、演劇や伝統芸能など様々な文化芸術事業を企画実施します。

主な担当課：文化芸術課、庶務課、博物館

- 文化芸術関係団体などが連携・協力し、長野市的一大文化芸術イベント「NAGANO文化芸術フェスティバル（仮称）」を開催
- アートメントNAGANO、クラシック音楽キャラバンなど長野市文化芸術振興財団による各種自主事業の実施
- 学校、養護学校、企業、老人ホーム、駅、文化施設など様々な場所でのアウトリーチの実施
- 表参道芸術音楽祭や街角アート＆ミュージック、長野市風景画展、長野市文化芸術祭、長野市民演劇祭、わが街ながののアート探訪などの実施及び共催
- アーティスト・イン・レジデンスの実施
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた文化プログラムの開催と支援
- 地元にゆかりのある楽曲や音楽家、作家の作品の展示や活用
- 東部文化ホールや松代文化ホール、博物館など、施設の特性を活かした各種自主事業の実施

■事業10 野外彫刻ミュージアム事業の推進

誰もが気軽に芸術にふれられるように、「野外彫刻ながのミュージアム」事業を推進し、設置方法や活用方法を検討し、野外彫刻の魅力向上を図ります。

主な担当課：文化芸術課

- 野外彫刻めぐりや野外彫刻写真コンテスト、ガイドマップの作成・配布など、現在実施している事業に加え、野外彫刻案内ボランティアの育成、野外彫刻スタンプレー等、より一層の周知と活用

- 適切な維持管理を行うほか、市民等がより気軽にふれることができる場所への移設などの検討
- 都市公園や公共施設の新設などの際、必要に応じて設置

■事業 11 市民ニーズに対応した情報の発信

文化芸術に関する各種イベント情報や施設の利用状況、また長野市独自の文化や文化財、観光資源などをタイムリーに発信できる環境を整備します。

主な担当課：文化芸術課、観光振興課、家庭・地域学びの課

- 広報ながのや市ホームページ、マスコミなど、多様な媒体を利用した多角的できめ細かい情報の提供・発信
- 様々な機会を通して、歴史・風土に育まれた“ながの”独自の文化を国内外に発信
- 市内に数多く存在する文化財、歴史的建造物、野外彫刻等の観光資源と文化を結びつけ、長野の文化芸術の魅力を国内外に発信
- 市町村の枠を超えた文化施設や社会教育施設等の情報共有と発信

第3章 計画の推進

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

【方策5】 指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進

現状と課題

- 市内には指定文化財をはじめとする有形・無形の歴史・文化遺産が存在
- 指定文化財などの保存・活用の推進

目指す状態

- 市内の指定文化財などが適切に保存・継承・活用されている
- 文化財の保存・継承・活用が魅力ある地域づくりにつながっている

具体的な取り組み（事業）

■事業12 文化財の調査

文化財に関する基礎資料を収集するとともに、その保存・活用に関する検討資料を作成するため、市内の文化財について各種調査を行います。

主な担当課：文化財課、都市政策課

- 市内歴史的建造物・歴史資料調査
- 伝建予定地保存対策調査
- 埋蔵文化財発掘調査

■事業13 文化財の整備

地域の歴史や文化を物語る代表的な文化財について、保存・活用のための整備事業を計画的に進めます。

主な担当課：文化財課

- 史跡大室古墳群保存整備
- 史跡旧文武学校保存整備
- 史跡松代城跡保存整備
- 重要文化財旧横田家住宅保存修理工事

■事業14 所有者による文化財整備事業の助成

指定文化財が適切に保存・活用されるよう、文化財所有者が実施する保存修理等の事業に対する補助金の交付を行います。

主な担当課：文化財課

- 重要文化財善光寺経蔵保存修理補助金
- 県宝大英寺、長国寺、林正寺保存修理補助金
- 市指定文化財修復・復元補助金

■事業 15 文化財の展示

市立博物館や真田宝物館などの展示施設において、市民ニーズに即した特別展示を企画開催するとともに、常設展示の入替等による改善を図り、展示機会の拡充に努めます。

主な担当課：文化財課、博物館

- 市立博物館特別展示、常設展示
- 真田宝物館企画展、特別展示、常設展示
- 埋蔵文化財センター発掘調査速報展

■事業 16 文化財の公開

公開のために整備された松代藩文化施設や史跡大室古墳群等の管理を行うとともに、市内その他の指定文化財について案内標識や説明板を設置して公開を促進します。

主な担当課：文化財課

- 松代藩文化施設（史跡、建造物）の公開と管理
- 史跡大室古墳群等の公開と管理
- 文化財案内標識、説明板の設置

■事業 17 文化財に親しむ学習機会の提供

保存整備工事や発掘調査、博物館展示等に併せて見学会や体験教室等のイベントを企画開催し、市民が気軽に文化財に親しむことのできる学習機会を提供します。

主な担当課：文化財課、博物館

- 文化財保存整備工事等見学会の開催
- 発掘調査見学会の開催
- 体験教室、講座、イベントの開催

■事業 18 文化財の情報発信

博物館収蔵資料、指定文化財や埋蔵文化財の情報発信について、図録等の図書出版やインターネットを活用した公開に努めます。

主な担当課：文化財課、博物館

- 市立博物館、真田宝物館図書出版
- 文化財データベース「デジタル図鑑」の公開
- 市立博物館「Web 公開システム」等の公開
- 真田宝物館「収蔵品データベース」等の公開

第3章 計画の推進

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

【方策6】 伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援

現状と課題

- 地域の伝統芸能の保存、継承に向け支援策を検討・実施
- 伝統芸能の後継者不足や資金不足による活動の休止

目指す状態

- 伝統芸能に若者が参加することで、地域の活性化が図られている
- 地域の伝統芸能を通じて、地域への愛着を形成している

具体的な取り組み（事業）

■事業19 伝統文化・郷土芸能の指導者・後継者の育成や保存団体の支援

伝統文化や郷土芸能を継承・保存する活動に対する補助金等の交付を行うほか、地域における伝統文化の後継者や指導者育成への支援を行います。

主な担当課：文化芸術課、文化財課

- 伝統芸能継承事業の実施
- 文化庁助成事業補助金の助成に向けた支援
- 幼少期からの伝統芸能への参加促進
- 無形文化財保護補助金

■事業20 地域に根ざした伝統芸能継承活動の促進

地域の伝統芸能や伝統行事を掘り起こし、多くの市民がふれる機会を提供するほか、継承や復活に向けた取り組みを支援します。

主な担当課：文化芸術課、地域活動支援課

家庭・地域学びの課

- ながの獅子舞フェスティバルの開催
- 伝統芸能交流会の開催
- 公民館等を通じた文化や伝統芸能の掘り起こし
- コミュニティ助成事業による助成

第3章 計画の推進

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

【方策7】歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用

現状と課題

- 現存する文化財を活用した特色あるまちづくりの推進
- 自然と調和した景観や歴史的・文化的な景観の形成・維持

目指す状態

- 豊かな自然環境と調和した景観や、地域固有の歴史・文化が感じられる景観が形成されている
- 良好な景観の形成によって、まちの魅力が高まっている

具体的な取り組み（事業）

■事業21 歴史的まちなみの保存・活用

地域固有の歴史的まちなみなどの環境を保存し、まちづくりの中で活用するための調査と整備を進めます

主な担当課：文化財課、都市政策課

- 善光寺周辺伝統的建造物群保存予定地区調査
- 松代伝統環境保存区域整備助成
- 戸隠伝統的建造物群保存地区整備

■事業22 良好的な景観の形成

豊かな自然と歴史・文化、都市の特性を活かした景観の形成を促進するとともに、景観意識を高めます

主な担当課：都市政策課

- 長野市景観賞の顕彰と表彰作品めぐり
- ながの景観・花と緑フォーラムの開催
- ながの百景の活用

第3章 計画の推進

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

【方策8】歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進

現状と課題

- 市内周遊率が低く、平均滞在時間が短い

目指す状態

- 豊富な観光資源が活かされ、観光客でにぎわい観光消費額が増加している

具体的な取り組み（事業）

■事業23 文化財を観光資源と位置づけた誘客交流事業の拡大

文化財を観光資源として位置づける視点から、展示公開事業やイベント交流事業の企画と開催を進めることにより、誘客交流事業と結びついた文化財活用機会の拡大に努めます。

主な担当課：文化芸術課、観光振興課、文化財課

- 真田宝物館等での特別企画展、講演会等の開催

- 善光寺、松代、戸隠等の文化施設を会場とした音楽キャラバンや観光イベントの開催

■事業24 文化芸術と観光の振興

文化資源を観光資源として積極的に活用するとともに、他の観光資源との組み合わせにより、誘客活動を推進します。

主な担当課：文化芸術課、観光振興課

- 地域にある文化的な観光資源や美しい自然環境等を活かし、体験型観光等を組み合わせた誘客活動の促進

- 文化資源を活用した観光ルートやまち歩きガイドマップの作成

- 松代観光戦略事業の実施

■事業25 文化芸術と産業の振興

文化芸術の創造性を活かした伝統工芸や地域産業の振興を図るとともに、集客力を活かした地域及び商業の活性化を図ります。また、郷土料理や伝統的な食文化を継承する活動を推進します。

主な担当課：文化芸術課、商工労働課、農業政策課

- アートと結びついた付加価値の高い商品開発や個性的な特産品・土産品開発の促進

- 商店街が中心となっておこなうイベント事業への補助

- 中心市街地の店舗等を活用したアート作品の創作・発表

- 日本古来の食文化・郷土食を継承するための人材育成と子どもへの食農教育の推進
- 郷土料理講習会の開催や食文化の継承を実践する市民団体等への活動支援

第3章 計画の推進

施策2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進

【方策9】歴史・文化遺産の保護に関する団体の育成と活動支援

現状と課題

- 指定文化財などが適切に継承されるよう支援
- 指定文化財などの保護に関する担い手不足

目指す状態

- 地域の歴史・文化遺産が地域住民などの活動によって保存・継承され、地域住民の拠り所となっている

具体的な取り組み（事業）

■事業26 文化財ボランティアの育成と文化財保護活動の支援

文化財の保護・活用に携わるボランティアの育成及び支援を行うとともに、地域住民などによって結成された文化財保護団体の活動を支援します。

主な担当課：文化財課

- 松代文化財ボランティア育成講座 活動支援謝金
- 文化財保護育成団体補助金
- 指定文化財環境整備事業等補助金
- 所有者管理者研修会

第3章 計画の推進

施策3 コンベンションの誘致推進

【方策10】 文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援

現状と課題

- 平成27年3月に北陸新幹線金沢延伸により北陸とのアクセス向上
- 平成28年5月に長野市の文化芸術の拠点となる長野市芸術館の開館
- 宿泊や回遊性につながるイベントの企画

目指す状態

- 首都圏、北陸方面からアクセスの良さを活かし、様々な大規模イベントが年間を通じて開催されている
- イベントに参加した人が、観光地としての長野の街を楽しんでいただき、宿泊して街を回遊することで、地域の活性化に寄与している

具体的な取り組み（事業）

■事業27 大規模イベントの誘致による観光振興と地域の活性化

市内にある大規模施設を活用し、集客力のある文化芸術イベントを誘致することで、県内外からの集客により、観光都市としての魅力向上と地域の活性化を図ります。

主な担当課：文化芸術課、観光振興課

- 長野市芸術館やオリンピック関連施設等を活用した大規模イベントの誘致
- ながの観光コンベンションビューローや旅行代理店等と連携した誘客活動
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた文化プログラムの誘致

「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」
(平成 21 年9月施行)

基 本 理 念

- 1 市民等が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること
- 2 市民等の自主性及び主体性が十分に尊重されること
- 3 市民等の文化芸術及びスポーツに対する意識の高揚を図ること
- 4 市及び市民等がそれぞれの役割を担い、相互の連携及び協働により推進すること
- 5 市民等が等しく文化芸術に親しみ、参加し、又はこれらの活動を活発に行うことができる環境の整備を図ること

平成 29 年4月

長野市文化スポーツ振興部文化芸術課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番
TEL : 026-224-7504 FAX : 026-224-7351
E-mail : geijutsu@city.nagano.lg.jp